

門真市空家等対策計画（案） 概要版

資料 5

第4章 空家等対策の取組み方針

建築物等の各段階における空家等対策

	建築時・居住時	空家化	管理不全	除却	土地活用
方針1 空家等の発生抑制	情報提供による建築物所有者等の意識の醸成				
	相続登記の促進				
	インスペクション(建物現況調査)の普及啓発				
	既存建築物の耐震化促進				
方針2 空家等の適正管理の促進	リノベーション・リフォームの促進				
	空家等の所有者等への意識啓発等				
	所有者等が自ら適正に管理する能力が十分でない場合の対応				
	管理不全な空家等の所有者等への助言等				
方針3 空家等の利活用の推進	データベースの運用				
	地域と連携した情報把握や見守り活動				
	地域活性化に寄与する活用				
	空家等マッチング制度の構築				
方針4 空家等の除却の促進	空家等活用の取組みに関する情報提供				
	空家等に関する相談窓口の充実				
	危険家屋等の除却の促進				
	空家等の除却の促進に向け取組み				
	老朽木造建築物等の除却等の促進				
	耐震性の不足した木造住宅の除却の促進				
	防災空地の整備				
	狭い道路・狭小敷地等の改善				

第5章 空家等の調査について

【空家等の調査】

本市では、平成 28 (2016) 年度に市内全域の空家等実態調査を実施しており、その調査結果に加え、新たに市民からの相談等を受け判明した空家等についても適宜調査を行う。また、空家等の情報の正確な把握に努め、それらのデータベース化により効果的な空家等対策の実施を目指す。

第6章 特定空家等に対する措置等

【特定空家等に対する措置】

適切な管理を行われていない空家等が特定空家等に該当する場合、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものであることから、その状態を解消するため特定空家等に係る対応に取組む。

【その他法令に基づく措置】

管理不十分な空家等については、空家法での対応に限らず、空家等に対する他法令の適用を検討し、各法令に基づき必要な措置を講じる。

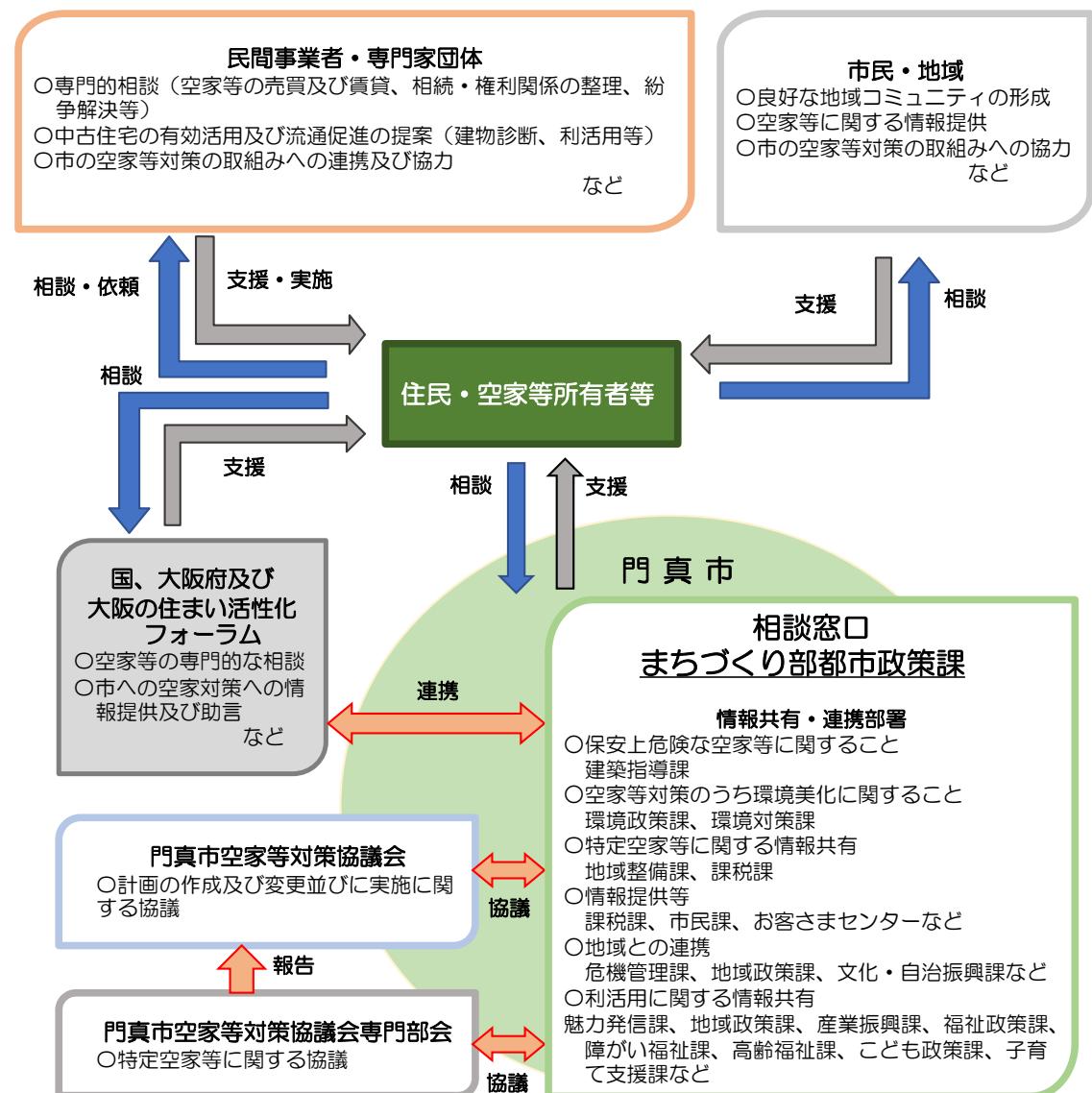
第7章 住民等からの空家等に関する相談への対応及び空家等対策の実施体制等について

【住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項】

住民や空家等所有者等からの空家等に関する相談に対して、庁内連携のもと総合窓口（都市政策課）を設け、内容に応じて適切な担当課等を案内し、迅速な回答に努める。

【空家等対策の実施体制に関する事項】

空家等の対策の実施に際しては、庁内の様々な部局に関係するのみならず、各種団体等との連携を図りながら体制を構築する。



第8章 計画実現に向けて

目標値を設定し、評価・検証するなど、適切なPDCAサイクルにより効果的な空家等対策を講じる。

項目	指標	現況値	目標値
空家等の発生抑制	住宅・土地統計調査の空き家（その他の住宅）数	2,670 件 平成 25 (2013) 年度末	増加させない 2023 年度末
空家等の適正管理の促進	相談会、セミナー等の開催回数	0 件 平成 30 (2018) 年度末	7 件 2025 年度末
空家等の利活用の促進	マッチング制度を活用し空家等が利活用された件数	0 件 平成 30 (2018) 年度末	21 件 2025 年度末
空家等の除却の促進	門真市老朽木造建築物等除却補助制度の件数	0 件 平成 29 (2017) 年度末	443 件 2020 年度末